

(マイナンバーカードの取得等の促進について)

貴団体におかれましては、平素からお世話になり厚く御礼を申し上げます。マイナンバーカードの取得等の促進については、関係業界団体等に対し要請を行ってきているところ、マイナンバーカードの有効申請枚数が1億枚を超えました(2024年3月31日現在)。今後はカードの利便性が求められるところ、是非、更なるマイナンバーカード活用等に向け、以下の点について積極的な周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. マイナンバーカードの機能等について

- (1) マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行します。
- (2) マイナンバーカードの国外利用が始まりました。
- (3) 公金受取口座の登録ができます。
- (4) スマホ用電子証明書搭載サービスが始まっています。
- (5) 最新の利用者情報(基本4情報)提供サービスが始まっています。
- (6) マイナンバーカードを身分証明書としてご活用ください。

2. 会員事業者への要請・周知依頼

- (1) 会員事業者に対してマイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知要請
会員事業者への呼びかけのためのひな形を準備しましたので、適宜修正の上、ご活用下さい。なお、通知の発出は、可能な限り速やかに実施していただければ幸いです。
- (2) 関連資料の送付
 - (1) の要請文の発出と併せて、次の関連資料を会員事業者にご提供いただき、マイナンバーカードの活用に向けた積極的な周知にご活用下さい。
 - ・資料1_マイナンバーカードを健康保険証として使うには
 - ・資料2_マイナンバーカードをご利用ください
 - ・資料3_海外でもマイナンバーカードが作れます
 - ・資料4_本人口座登録のお願い
 - ・資料5_スマホ用電子証明書搭載サービス
 - ・資料6_公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報(4情報)提供サービス

3. その他

既存のリーフレット及びチラシにつきましては、以下のデジタル庁ウェブサイトにも掲載しております。メールでのご周知やイントラネットへの掲載に是非御利用ください。

<デジタル庁ウェブサイト>

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/

以上